

UAE における外国法人支店の国民代理人
(スポンサー) の解任について

(2021年7月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Amereller が 2021 年 7 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Amereller

One at Business Bay, 14th Floor, P.O. Box

97706, Business Bay, Dubai, UAE

Tel: +971 4 332 9686

HP: <https://amereller.com/office/dubai>



UAEにおける外国法人支店の国民代理人（スポンサー）の解任について

UAEに登録している外国法人の支店は、通称「スポンサー」と呼ばれるUAE国民代理人（以下、「スポンサー」）の指名が要件とされていた。2020年のUAE会社法¹改正²において、かかるスポンサー要件が削除され、スポンサー解任手続きも施行された。

第329条の削除

2020年の会社法改正において、支店を有する外国法人はUAE国民またはUAE国民が完全所有する会社をスポンサーとして指名する必要があると規定した第329条が削除された。

スポンサーは、公証役場にてスポンサー契約に署名し、各首長国の会社登記を所管する経済開発庁（以下、「DED」）に当該契約書を提出することで、指名されていた。

以前は、既存のスポンサーによる合意の上、新規スポンサーと契約を締結および公証することでスポンサーを変更することが可能であった。

法律上、スポンサーは外国法人の支店の運営に一切の権限も有していなかったが、実務上はビザの発行や商業ライセンス問題に介入できる立場にあった。外国法人の支店による現地スポンサーの指名要件が外されたことは、外国法人にとって管理業務の負担をなくし、オペレーションコストの削減となる。

スポンサーの解任

スポンサー解任の手続きは以下のとおりである。

1. DED所定のスポンサー解任フォームを記入し、支店のトレードライセンスなどの必要な書類と併せて提出。
2. DEDからの承認が下りたら、UAEにおける外国法人の支店を所管する経済省に別途申請を提出。
3. 経済省からの承認書類をDEDに提出すると、支店の登録文書からスポンサーが削除されたトレードライセンスに変更される。

スポンサー契約の見直し

法律上も、実務上もスポンサーの解任について、スポンサー自身による合意は不要である。しかしながら、公証を受けたスポンサー契約における解約もしくは非更新条項は検討される必要が

¹ 2015年連邦法第2号

² 2020年9月に制定された2020年の連邦令第26号

あり、かかる条項に従って、解約もしくは満期に終了する必要がある。書面による契約に従わない解約もしくは非更新は、スポンサーから契約違反の訴えを起こされる可能性があり、損害賠償請求を受ける、またはスポンサーを再任する結果となりうる。